

(意見書案第 20 号)

北海道開発の枠組み堅持と国土交通省北海道局の存続に関する意見書

北海道開発は、明治以降、国の開発政策のもと計画的に推進され、昭和 25 年の「北海道開発法」制定後は、国務大臣を長とする北海道開発庁の設置及び北海道総合開発計画の策定など、北海道開発体制の整備が図られ、我が国経済の復興や食料増産、人口や産業の適正配置など、その時々の国の課題の解決に寄与するため、積極的な開発が行われてきた。また、開発の歴史が浅く、広大な面積を有し積雪寒冷という自然条件や広域分散型という地域特性の中、北海道開発を総合的かつ着実に推進するため、予算の一括計上権や北海道特例といった北海道開発の枠組みも整備された。

しかしながら、北海道の社会資本は本州並みには至っておらず、加えて、北方領土隣接地域の振興やアイヌ関連施策の推進など、北海道にとって重要な課題が今も残されている。平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に伴う再編により、北海道総合開発計画の企画・立案・推進や北海道開発予算の一括計上権などの機能は、北海道開発庁から国土交通省の 1 部局である北海道局に引き継がれ、北海道開発の着実な推進に向け、国が進める関連施策の企画・立案や総合調整などが行われてきたところである。

こうした中、本年 6 月に国土交通省の組織見直しに関して北海道局廃止との報道がなされて以降、「北海道の将来に重大な影響を及ぼす」などの懸念の声が上がり、全道 11 カ所で北海道開発体制の堅持を求める緊急総決起大会が開催されるとともに、北海道議会をはじめ地方議会においても北海道局の存続を求める意見が多数上がっている。

北海道局は北海道開発を一元的に担当する局として、財政当局をはじめ各省・各局と対等な立場で調整する機能を有し、全国一律の観点で政策を所管する国土交通省他局とは性格を異にしており、北海道局が廃止あるいは統合されることになれば、一括計上権や北海道特例が継続されたとしても、北海道開発の枠組みの弱体化・形骸化が危惧される。

今回、国土交通省の組織見直しにおいて国際局の新設が要求されており、これに伴い国家行政組織法に基づく局の総数規定から北海道局の廃止が検討されることは、看過できないことである。

よって、国においては、北海道開発の歴史的な背景や北海道が有する豊かな自然や高い食料供給力、多様なエネルギー資源などの優位性を活かして、「新成長戦略」など我が国の成長に貢献するための北海道の位置付けなどを度外視した拙速な議論は避けるべきであり、重大な影響を与える地域に対する充分な情報提供や地域の意見を反映した対応を行うよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 北海道開発の枠組みを堅持するとともに、それを担う体制として北海道局を存続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 11 月 26 日

釧路市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣 宛